

建設リサイクル法に基づく 届出等をオンライン化します

令和6年3月1日から

以下に該当する工事(受付窓口が建築安全センターである工事)は
埼玉県ホームページからオンライン申請が可能となりますので、
ご利用ください！！

工事現場がある市町	工事内容	受付窓口
朝霞市、入間市、志木市、飯能市、日高市、富士見市、 ふじみ野市、和光市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	川越建築安全センター 建築安全担当 TEL:049-243-2102
三芳町	全ての対象建設工事	
坂戸市、鶴ヶ島市、東松山市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	川越建築安全センター (東松山駐在) 建築確認・監察担当 TEL:0493-22-4340
小川町、越生町、川島町、ときがわ町、滑川町、鳩山町、 東秩父村、毛呂山町、吉見町、嵐山町	全ての対象建設工事	
加須市、行田市、羽生市、深谷市、本庄市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	熊谷建築安全センター 確認・安全担当 TEL:048-533-8775
神川町、上里町、美里町、寄居町	全ての対象建設工事	
秩父市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	熊谷建築安全センター (秩父駐在) 建築担当 TEL:0494-22-3777
小鹿野町、長瀬町、皆野町、横瀬町	全ての対象建設工事	
戸田市、松伏町、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	越谷建築安全センター 建築安全担当 TEL:048-964-5294
桶川市、北本市、鴻巣市、幸手市、白岡市、杉戸町、蓮田市	四号の建築物(※)以外が 含まれる対象建設工事	越谷建築安全センター (杉戸駐在) 建築担当 TEL:0480-34-2385
伊奈町、宮代町	全ての対象建設工事	

※ 建築基準法第六条第一項第四号の建築物

四号の建築物の例

木造：2階建以下で500㎡以下など

非木造：1階建で200㎡以下など

ご不明な場合は、各受付窓口にお問い合わせください。

24時間
365日
申請可能

埼玉県 建設リサイクル法 オンライン



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

お問合せ

埼玉県 県土整備部 建設管理課 建築技術・積算担当

TEL:048-830-5192 FAX:048-830-4868

オンライン申請の流れ

①ユーザー登録・ログイン

「埼玉県事業者オンライン申請サービス」のトップ画面にある「ユーザー登録ページ」をクリック

必要事項を入力

メールアドレス(必須)

※ログイン時に使用します

登録者種別(必須)

法人

※法人(医療法人含む)の場合は「法人」
※個人事業主、任意団体の場合は「個人」を選択してください

法人番号(必須)

※19桁の法人番号を半角数字で入力してください

初回利用の際に
「ユーザー登録」が
必要となります

トップ画面の「メンバーログイン」をクリックし、登録したメールアドレス、パスワードにてログイン

ユーザー名
パスワード
ログイン

③受領書・届出済みシールの確認

申請内容を職員が確認し、不備等がなければメールにて「申請手続き完了のお知らせ」が届きます。

メールにあるURLからシステムにログインし、「通知書PDF」をクリック

通知書PDF

「受領書・届出済みシール」をダウンロード

届出の場合、印刷し赤枠部分の「届出済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼り付けてください。

受領書
建設工事に係る資料の再読取化等に関する法律第19条の規定による届出書を受領しました。
1. 受領日 令和6年1月16日
2. 申込者氏名 建設管理課 太郎
3. 工事の届出 埼玉県 *****
4. 受付番号 1
届出先
埼玉県建設標準安全センター
電話 048-964-5294
届出済みシール(印刷用)
届出済みシール(印刷用)を切り取り、工事現場に掲げる標識(建設業者登録票、建設業者許可票)等に貼付してください。
※印刷用
建設リサイクル法届出済
届出先
埼玉県建設標準安全センター
届出済みシール(印刷用)
届出済みシール貼付位置(例)

②届出等のオンライン申請

ページ左側の申請カテゴリから「建設リサイクル法に基づく届出」をクリック

建設リサイクル法に基づく届出
建設リサイクル法に基づく変更届出
建設リサイクル法に基づく公共工事通知

建設リサイクル法に基づく届出、変更届出、通知から該当するリンクをクリック

「新規申請」をクリック

※ 変更届出や過去の届出等を参照する場合は、「過去申請参照」をクリック

届出書
必要事項を入力

必要事項入力後、「提出」をクリック

提出

登録したメールアドレスに「申請提出のお知らせ」が届きます。

ご注意ください！

- 届出書を閉庁日又は開庁時間外にオンライン申請を行う場合は、次の開庁日が工事着手7日前になるように、申請手続きを行ってください。
- 申請内容に不備があった場合は、職員から連絡させていただくことがあります。